

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次

- 昭和三十六年六月定例県議会に報告された専決処分に基づく昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算
- 水田経営合理化実験部落設置事業補助金交付要綱
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良区の役員の変更及び就任
- 土地改良区の解散の認可
- 土地改良区の設立認可
- 定期牲畜検査の実施
- 牛及び豚の家畜人工授精講習会修業試験の合格者
- 雑種地の公用廃止
- 土地の公用廃止
- 公有水面の無願埋立の追認
- 基本測量の終了通知の告示

- 建設業者の登録
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◇公告 宅地建物取引員試験合格者の発表
- ◇正誤 昭和三十六年七月二十八日付け鳥取県告示第四百十八号中訂正

告示

鳥取県告示第四百二十四号

昭和三十六年六月定例県議会に報告された専決処分に
基づく昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入
歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和36年度特別会計県立中央病院事業費歳入
歳出追加予算

款	項	科	目	今回追加(更正)予算額
1		歳入	使用料及手数料	46,849,834
1		歳入	使用料	46,849,834

歳入合計	46,849,834
歳出	
歳入科目	今回追加(更正)予算額
4 歳出科目	46,849,834
2 前年度繰上充用金	46,849,834
歳出合計	46,849,834

鳥取県告示第四百二十五号

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業補助金交付要綱

第一条 県は、水田経営の合理化を図るため、農業経営合理化対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内に

(趣旨)

において、市町村に補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第二条 前条に規定する事業及び経費並びにこれに対する補助率は、別表一のとおりとする。

(添付書類)

第三条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

(申請事項の変更)

第四条 市町村が規則第十一条の規定に基づき、事業の内容、経費の配分、その他申請にかかる事項を変更し、又は当該事業等を中止し、若しくは、廃止しようとする場合は、次の事項を記載した承認申請書を提出しなければならない。

- 一 申請事項を変更する場合
 - イ 変更の内容
 - ロ 変更の理由
 - 二 事業の中止又は廃止の場合
 - イ 事業を中止又は廃止しなければならないとなつた経過
 - ロ 事業を中止又は廃止しなければならない理由
2. 規則第十一条第一項に規定する軽微な変更は、別表二に掲げる変更とする。
- (事業遂行の困難等の報告)
- 第五条 規則第十七条第二項の規定による事業が予定の期間内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難となつた場合における市町村の報告は、次の事項を詳細に記載した報告書でなければならない。
- 一 事業の遂行状況
 - 二 事業が予定の期間内に完了するに至らず、又は事業の遂行が困難となるに至つた経過及びその理由
 - 三 今後とるべき措置に關する意見

(実績報告)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金に適用する。

別表一

事業	経費	補助率
水田経営合理化実験部落設置事業	実験部落が水田経営合理化実験を推進するために要する経費	三分の一以内

別表二

軽微な変更	事業の内容の変更
次に掲げる変更以外の変更 経費の相互間におけるその一の経費の二〇パーセントに相当する額をこえる流用	次に掲げる変更以外の変更 一 水田経営合理化実験部落の変更 二 購入する機械の種類又は数量の変更

様式第一号

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業計画書

- 一 事業の目的
- 二 事業の内容
 - (1) 水田経営合理化実験部落設置計画(又は実績)
 - 1 地域名
 - 2 地域の範囲(市町村名)
 - 3 地域の特徴(水田経営の特徴)
 - 4 水田経営合理化実験部落名
 - 5 主要農作物作付面積
 - 6 水稲、麦生産量
 - 総生産量
 - 平均反収
 - 7 経営改善の目標(又は実績)
 - (2) 水田経営合理化実験部落の行なう事業の内容
 - (3) 水田経営合理化対策事業実施計画(又は実績)

推進部落名	施設資材の利用状況			総事業経費	同上 県の補助額
	種類名	数量	事業実施農家数 事業実施総面積		
			戸	町	円
					円
					円

三 経費の配分

区	分	事業経費	補助金額	摘	要
水田経営合理化実験部落設置事業費					
機械器具、資材購入費				支出科目	
内訳				(款)	
事務費				(項)	
内訳				(目)	
合計					

四 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

様式第二号

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業費収支予算書

(一) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減(△印は減)	備 考
県補助金	円	円	円	
市町村費				
合 計				

(二) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減(△印は減)	備 考
水田経営合理化実験部落設置事業費 機械器具資材購入費	円	円	円	
内 訳				
事 務 費				
内 訳				
合 計				

様式第三号

年 月 日

市町村長 氏

名 印

鳥取県知事

殿

昭和三十六年度水田経営合理化実験部落設置事業実績報告書

昭和 年 月 日 付 第 号 による交付決定通知に基づき、次のとおり標記事業を実施し

たので、鳥取県補助金等交付規則第十八条の規定により報告する。

記

添付書類

一 事業実績書

二 収支精算書

(注) この関係の様式は、事業実績書にあつては様式第一号に、収支精算書にあつては、様式第二号に準ずるものとする。

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大鴨土地改良区の定款変更を昭和三十六年七月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東郷湖周辺土地改良区の定款変更を昭和三十六年七月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八

条第十項の規定により、東郷湖周辺及び大原土地改良区

から次のように役員の変更及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 松田 昌造 東伯郡東郷町松崎

河本 房治 中興寺

就任した役員の名及び住所

理事 本庄 英博 東伯郡東郷町野方六六番地

土井 進一 旭四番地

昭和三十六年五月六日補充選挙により当選同日就任。

大原土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 野口 福敬

取尾 喬夫

野口 辰猪

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七條第一項第一号の事由による鳥取市吉岡温泉町土地改良区の解散を、同条第二項の規定により昭和三十六年七月二十六日認可したから、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

昭和三十六年六月十五日付けで気高郡青谷町大字青谷竹本秀治ほか二十人の者から申請のあつた青谷町東町土

地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年八月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

気高郡青谷町役場

鳥取県告示第四百三十一号

鳥取県種牲畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定によるめん羊及び山羊の定期種牲畜検査を次のとおり実施する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 時 間 検査場所

八月 七日	午前九時	八頭郡船岡町大伊農協
〃	午後一時	〃 智頭町智頭家畜市場
〃	〃	〃 郡家町國中農協
〃	〃	〃 智頭町山形
〃	〃	〃 郡家町郡家
〃	〃	〃 用瀬町大村
〃	〃	〃 用瀬
〃	〃	〃 河原町西郷
〃	〃	〃 八上
〃	〃	〃 河原
〃	〃	〃 佐治村佐治
〃	〃	〃 岩美郡岩美町浦富家畜市場
〃	〃	〃 国府町宇倍野検査場
〃	〃	〃 鳥取市古海古海家畜市場

〃	〃	〃	二十日	〃	〃	〃	吉岡温泉町吉岡農協
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 気高郡青谷町青谷町役場
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 気高町浜村家畜市場
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 東伯郡東伯町東伯
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 羽合町宇野農協
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 倉吉市東町倉吉家畜市場
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 西伯郡名和町名和
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 大山町所子家畜保
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 健衛生所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 米子市勝田町米子家畜市場
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 西伯郡伯仙町尾高検査場
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 境港市竹内町余子
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 米子市夜見町弓ヶ浜駅前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 西伯郡西伯町法勝寺家畜市場
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 天津農協
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 日野郡溝口町溝口家畜保
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 健衛生所
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃 江府町神奈川農協

〃 十一日 〃

〃 健衛生所 〃 日南町生山家畜保

鳥取県告示第四百三十二号

昭和三十六年六月実施の豚及び牛の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 牛の人工授精講習会修業試験合格者

川尻 輝政	福本 武	山口登能代
橋田 孟	原 常夫	米井 一嘉
畑中 良博	山根 隆	高見 実
小原 節朗	津村 嘉一	金田 洋次
渡辺 尚	長尾 寛史	伊藤 栄治
西山 宏昭	川元 憲一	河上 幹男
佐倉 哲雄		

二 豚の人工授精講習会修業試験合格者

田中 道春	古川 林蔵	山根 恭悦
-------	-------	-------

古徳 英規	小別所伯匡	鈴木 健一
森井 重昭	小原 光正	木家 寛之
野津 学己	中井 忠久	岡本 茂久
長谷川勝秋	増田 孝良	浜田 朗
田淵 照国	松原 勝夫	谷田 剛
松田 英勝	杉井 重信	谷口盛太郎
遠藤 由彦	西園 政一	徳丸三千雄
梅原 勝利	長谷川久人	

鳥取県告示第四百三十三号

次の雑種地は、昭和三十六年三月二十七日からその公

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所
米子市南三柳新川西三、〇五一ノ八地先から
三、二〇三ノ一地先まで
雑種地（海浜地） 一八、七二〇坪六合二勺
地目又は品目 面積又は数量

鳥取県告示第四百三十四号

次の土地は、昭和三十六年七月二十七日からその公用を廃止した。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量

米子市西倉吉町一八番地先から二四番地先まで 道路敷 一三、七七五坪

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百三十五号

次の土地は、昭和三十六年七月二十七日からその公用を廃止した。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所

八頭郡智頭町大字智頭字大地戸河原二、〇九一ノ二地先から
字山崎向河原二、〇九四ノ五地先まで

関係図面は土木部管理課に保管

地目又は品目 面積又は数量

道路敷 三九、八五二坪

鳥取県告示第四百三十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第三項において準用する同法第二条の規定に基づき、

昭和三十六年七月二十七日次のとおり無免許の公有水面埋立工事の追認をしたので、同法第三十六条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の追認を受けた者

東伯郡東郷町大字引地 前田重正ほか二十八人

二 埋立追認の場所

東伯郡東郷町大字引地字寺前五八五番一地先東郷池水面（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立追認の面積

二二四坪五合八勺

四 埋立の目的

農地造成

鳥取県告示第四百三十七号

次のとおり基本測量（三、四等三角測量）を終了した旨、建設省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類
基本測量 1 四等三角測量
2 三、四等三角測量

二 作業地域

- 1 鳥取県倉吉市
東伯郡羽合町、泊村、東郷町
気高郡青谷町
- 2 鳥取県米子市
西伯郡岸本町、伯仙町、会見町、西伯町
日野郡溝口町

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録
(一) 第二一九号

昭三六年
七月十八日

松原工務所

気高郡青谷町

松原 理一

建築工事

第四六六号

〃

松本工務店

鳥取市白兔

松本 巖

土木工事

第四五六号

〃

曾我水道工業(株)

米子市角盤町二丁目

内田 睦男

管工事

三 終了年月日

昭和三十六年六月十五日

鳥取県告示第四百三十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日 時 昭和三十六年八月四日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 公立学校校長人事について

2 その他

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年八月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第三十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一

部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第六

中 医 長

を 医 査 室 長

に 改 め る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和三十六年度宅地建物取引員試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 鳥取市元魚町二丁目三五 氏 名 田中寿賀男

正 誤

昭和三十六年七月二十八日付け鳥取県告示第四百十八

川外大工町二六	竹内 健
竹生七七	近藤 佳子
川端四丁目九四	高橋 寿延
八頭郡家町字井古五九	西村知嘉夫
倉吉市仲ノ町七三七	上村 勉
明治町一、〇〇七	福安 韶朗
葵町	沢田 良作
東伯郡東伯町字徳万四一八の一	原井 敏夫
三朝町森三七四	菊留 文夫
境港市渡町二、一九五	門脇 有村
二、二四三	松本成史郎
明治町八	里見 恭
兵庫県美方郡浜坂町三尾二六一	松本 好夫
鳥根県簸川郡斐川村字阿宮	保科政右衛門

号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤 正

2 上 5 昭和三十六年 昭和三十六年

八月一日 七月二十八日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部月極二〇円(送料共)

鳥取県鳥取市栗谷町印刷所